

**令和6年度 滝野中学校
いじめ防止基本方針**

令和6年4月

1 いじめ防止等の対策に関する学校の方針

本校は「自律：たくましくしなやかに、自ら考え行動する生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、生徒同士、生徒と教師、保護者と教師が互いに連携し、「人と人の温かなつながり（固いきずな）」で結ばれた、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのためすべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定める。「いじめは絶対に許さない」という全教職員の共通理解のもと、生徒の内面理解に努め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は関係機関と協力し、適切かつ迅速に解決を図る。

2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（『いじめ防止対策推進法』第2条）とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。

3 いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、これらの行為が繰り返されたり、多数から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

さらに、インターネット上で誹謗中傷を受けた児童生徒が、本人はそのことを知らずにいる場合等も、たとえ当該児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていなくても、加害児童生徒への指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害児童生徒の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが重要である。

◎教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（『いじめ対応マニュアル』（兵庫県教育委員会）より）H29.8〈改訂版〉

4 いじめ防止等に関する具体的対策

（1） いじめの防止

○ 学校の教育活動全体を通じた「豊かな心」の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳の時間を中心として学校教育活動全体を通して道徳教育を推進する。このため、道徳教育教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進する。

また、児童生徒の発達段階に応じ、学校行事や部活動などを通して、自己肯定感を高めるとともに他者を尊重する態度を育成し、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れるような取組を推進する。

さらに、「トライやる・ウィーク」をはじめとした体験的な学習を推進し、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

○ 生徒の主体的な活動の推進

生徒会活動等において、生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

職員会議や生徒指導委員会等を通じて、国の基本方針やいじめ問題に関係する通知等をふまえて教職員へのいじめ問題に関する正しい理解促進の周知徹底を図る。

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上

学校において、教職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家等による教職員のカウンセリングマインド研修等の校内研修を推進する。

また、いじめ等生徒指導上の課題に適切に対応できる能力を高めるよう専門家等による研修を計画・推進する。

さらに、教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長し、深刻化を招きうること、特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることを、全教職員が理解する。

○ 「人権教育講演会」の開催等児童生徒・保護者への啓発活動の推進

生徒及び保護者を対象に「人権教育講演会」を開催し、生徒一人ひとりが、生命を大切にする、自他の人格を尊重する、お互いの個性を認め合う、他者の痛みがわかる、他者を思いやる、正義感や公正さを重んじる等「豊かな心」を培う。また、学校からの指導通信等を通して、いじめの問題やその取組について保護者の理解と指導への協力を促すよう広報啓発活動を充実する。

○ 「加東市ネット見守り隊研修会」の開催

インターネット上のトラブル防止を目的に、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一氏（兵庫県情報セキュリティサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等を講師とし、教職員、保護者、生徒が「加東市ネット見守り隊研修会」に参加して、起こりうる問題やその防止策等について学ぶ。

(2) 早期発見

○ 教育相談体制の充実

いじめ防止対策委員会を設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、心理や福祉の専門家等による校内教育相談体制を整備する。

また、生徒からいじめについて訴えを受け止めるために「フリーカード」や教育相談を定期的実施し、いじめや悩みを素早く把握することによって早期解決を図る。

さらに、教育委員会こども未来部学校教育課（青少年センター）内に『青少年の相談』窓口を設置し、月曜日から金曜日まで（9時～17時）、児童生徒本人や保護者等からの電話相談や面接相談体制を整備する。

○ 「学級集団アセスメント事業」の実施

学校生活における意欲や満足度、学級集団の状況を質問紙によって測定する hyper-QU（早稲田大学教授 河村茂雄 著）を年2回実施し、「いじめ」や「不登校傾向」のある生徒の早期発見、早期対応につなげる。

○ 「生活実態把握調査」の実施

各学期に「生活実態把握調査」を実施し、児童生徒のいじめの訴えについて、生徒指導委員会で、調査項目についてのまとめと対応を協議し、職員会議等の場で教職員の共通理解を図る等、校長を中心として組織的、適切な対応を推進する。

○ 「加東市ネット見守り隊」の活動推進

インターネット上の誹謗中傷等、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するため、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一氏（兵庫県情報セキュリティーサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等の協力の下、加東市青少年センターを中心に市立学校の校長・担当教職員・PTA 役員により定期的に見守り活動を実施する。

5 いじめ防止等の指導体制等

（１） 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

（２） 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための

取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめに対する措置（早期対応）

○「いじめ対応チーム」の設置

校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による「いじめ対応チーム」を設置し、組織的な対応を推進する。

別紙4 組織的対応

○学校及び警察等関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事例については、加東市教育委員会（学校教育課）を中心として、兵庫県教育委員会（学校問題サポートチーム）、市福祉総務課及び加東こども家庭センター等関係機関との相談を緊密に行い、早期解決を図る。

インターネット上の書き込みや画像等によるいじめについては、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一 氏（兵庫県情報セキュリティーサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等専門機関と連携し、早期に削除する等迅速に対応することで被害の拡大や深刻化を防止する。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案への対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して適切な対応を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、校長が判断し、適切に対応する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的知

識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の取組が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者や地域からの意見も積極的に聴取するように留意する。